

令和8年 業種別労働災害発生状況

(令和8年7月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和8年			令和7年			対 前 年		業種割合
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)
全 産 業 合 計	1	(12) 303	(12) 304	(1) 1	(14) 295	(15) 296	8	2.7	100.0
製 造 業	1	57	58		(1) 60	(1) 60	-2	-3.3	19.1
食 料 品		13	13		19	19	-6	-31.6	4.3
木 材 木 製 品		4	4		4	4			1.3
紙 ・ パ ル プ		4	4		3	3	1	33.3	1.3
窯 業 ・ 土 石	1	4	5		9	9	-4	-44.4	1.6
金 属 ・ 機 械		10	10		6	6	4	66.7	3.3
輸 送 用 機 械		4	4		(1) 7	(1) 7	-3	-42.9	1.3
そ の 他		18	18		12	12	6	50.0	5.9
鉱 業									
土 石 採 取 業									
建 設 業		26	26		(1) 23	(1) 23	3	13.0	8.6
土 木 工 事 業		4	4		5	5	-1	-20.0	1.3
建 築 工 事 業		10	10		(1) 12	(1) 12	-2	-16.7	3.3
木 造 建 築 業		3	3		2	2	1	50.0	1.0
そ の 他 の 工 事 業		9	9		4	4	5	125.0	3.0
道路貨物運送業		(6) 49	(6) 49	(1) 1	(6) 51	(7) 52	-3	-5.8	16.1
その他の運輸業		18	18		(1) 20	(1) 20	-2	-10.0	5.9
陸上貨物取扱業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.3
港 湾 荷 役 業		2	2		5	5	-3	-60.0	0.7
林 業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.7
漁 業									
卸 売 ・ 小 売 業		29	29		(1) 21	(1) 21	8	38.1	9.5
清 掃 業		(1) 12	(1) 12		12	12			3.9
ゴ ル フ 場		4	4		2	2	2	100.0	1.3
そ の 他 の 事 業		(5) 103	(5) 103		(4) 92	(4) 92	11	12.0	33.9

※ 本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したもの。

（ ）内は交通事故で内数です。

業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和8年7月末現在）

区分 業種別	令和8年			令和7年			対 前 年		業種割合
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	(%)
農 業 業		5	5		5	5			1.6
畜 産 業		26	26		22	22	4	18.2	8.6
理 美 容 業									
そ の 他 の 商 業		5	5		4	4	1	25.0	1.6
金 融 ・ 広 告 業		(1) 2	(1) 2		3	3	-1	-33.3	0.7
映 画 ・ 演 劇 業									
通 信 業		(3) 11	(3) 11		(4) 7	(4) 7	4	57.1	3.6
教 育 ・ 研 究 業		1	1		1	1			0.3
保 健 ・ 衛 生 業		(1) 34	(1) 34		37	37	-3	-8.1	11.2
飲 食 店		9	9		4	4	5	125.0	3.0
そ の 他 接 客 娯 楽 業 （ゴルフ場を除く）		4	4		4	4			1.3
上 記 以 外 の 事 業		6	6		5	5	1	20.0	2.0
合 計		(5) 103	(5) 103		(4) 92	(4) 92	11	12.0	33.9

※ 本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したもの。
（ ）内は交通事故で内数です。

令和 8 年 死亡災害発生状況

(令和 8 年 7 月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	16時台	製造業	～5人	は巻き込まれ	フォークリフト	コンクリートを製造する工場の中央通路において、同工場内に入場していた他の作業員が運転するフォークリフトが前進で走行していたところ、当該フォークリフトが被災者に接触し、前輪に身体が巻き込まれたもの。

過去 10 年間の死亡災害発生状況

発生年	28	29	30	令元	2	3	4	5	6	7	合計
死亡件数	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	1 (1)	5 (1)	43 (8)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



1 STOP!熱中症対策クールワークキャンペーンの重点取組期間について

職場において例年、熱中症が多数発生しており、令和 4 年から令和 6 年の 3 年連続で重篤化して死亡に至る事例が全国で年間 30 人程度発生しております。

そのため、5 月 1 日から 9 月 30 日までを当該キャンペーンの取組期間としております。

北海道労働局 HP に掲載しております「職場の熱中症防止対策」等を参考に熱中症対策に取組みいただくようお願いします。



2 「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

この指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもので、令和 8 年 4 月 1 日から適用されます。



3 転倒労働災害防止対策について

令和 8 年（令和 8 年 7 月末現在）の災害の型別では、転倒災害が 115 件（37.8%）と最も多く発生しております。

転倒災害防止については、北海道労働局 HP に掲載しております「STOP！転倒災害プロジェクト」等を参考に転倒災害の防止について取組みいただくようお願いします。



各詳細については、右の二次元コードからリンク先の資料等をご確認ください。